

平成25年度

京都市予算編成に対する要望書

平成24年11月

公明党京都市会議員団

平成 24 年 11 月 21 日

京都市長
門 川 大 作 様

公明党京都市会議員団
団長 谷 口 弘 昌

平成 25 年度予算編成に対する要望

東日本大震災による地震・津波・原発事故、台風による集中豪雨、ゲリラ豪雨による浸水被害や土砂災害など、近年、国民の生命を脅かす災害が頻発しています。また、世界金融危機に端を発した世界同時不況と記録的な円高は日本経済を直撃し、ものづくり産業や観光産業などをはじめとする京都経済にも多大な影響をもたらし、政権政党の政治停滞も重なって先行きの不透明感が拭えません。更に、世界に類をみない少子高齢化社会が進む我が国において、安心の社会福祉を守り抜いていくことは社会全体の大きな課題となっています。

公明党は、「東日本大震災の復興と防災・減災ニューディールで命を守る」「大胆なムダ削減へー道州制・政治改革。行政改革」「原発ゼロの日本をつくる環境・エネルギー政策」の三つを柱に日本を再建し、一人ひとりを大切に支え合う社会の構築へ全力で取り組んでいます。

こうした私たちの基本的な考え方を踏まえ、公明党市会議員団は平成 25 年度京都市予算編成にあたり、全 187 項目（うち、重点項目として 65 項目）を要望として提出します。

特に、災害から市民のいのちを守るために、防災計画の充実、防災教育の推進、避難所運営などのソフト面の充実と、道路、橋梁、水道施設などの老朽化した社会資本の更新などのハード面での対応を強く求めます。また、引続き、高齢者、子ども、女性などあらゆる観点からの福祉の充実と、いわゆる「社会的弱者」を支える施策の充実を求めます。更に都市基盤の整備や環境対策等、未来の京都のまちづくりのための事業を着実に推進していくよう要望するものです。

市長におかれましては、困難を極める経済環境下、一層厳しい財政状況にありますが、市民の安心・安全を確保し、市民生活向上のため、私たちが要望する項目については、強いリーダーシップをもって、真摯に取り組まれることを要望するものです。

重点要望項目（65 項目）

◎防災危機管理・安心・安全	（ 8 項目）	2
◎行政運営・財政改革	（ 6 項目）	2
◎産業・観光	（ 6 項目）	3
◎環境・エネルギー	（ 5 項目）	4
◎文化芸術・市民生活	（ 6 項目）	4
◎福祉・子育て・教育	（16 項目）	5
◎まちづくり	（ 8 項目）	7
◎交通・水道	（10 項目）	8

局別要望項目（187 項目）

○環境政策局	（ 14 項目）	11
○行財政局	（ 23 項目）	14
○総合企画局	（ 13 項目）	17
○文化市民局	（ 21 項目）	19
○産業観光局	（ 15 項目）	22
○保健福祉局	（ 27 項目）	24
○都市計画局	（ 13 項目）	28
○建設局	（ 10 項目）	30
○消防局	（ 10 項目）	31
○交通局	（ 9 項目）	33
○上下水道局	（ 12 項目）	35
○教育委員会	（ 20 項目）	37

重点要望項目

防災危機管理・安心安全

1. 東日本大震災を踏まえ、全市民的な実効性ある防災教育ならびに防災訓練（シェイクアウト等）を推進すること。
2. 台風やゲリラ豪雨等の大規模水害に対し、住民への的確な情報提供の実施にとどまらず、相互に防災行動に結びつくよう体制の強化を図ること。また、市内中心部及び中山間地域における水災害について、各局横断で、安全対策を強力に進めること。
3. 「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」については、国に対し、早急に安全基準の明示を求め、市民の安全を守るため、暫定計画から、正式な計画を策定し、実効性ある対策を講じること。
4. 防災、復興対策など意思決定の場に女性を増やすとともに、避難所の運営に女性を加える等、女性の視点が活かされるよう充実に努めること。
5. 新たな「京都市地域防災計画」に基づき、災害時における日本人・外国人観光客に対し円滑な情報伝達や避難所への誘導など観光客に特化した防災対策を講じること。
6. 防災・減災対策については、今後老朽化する社会資本の再整備のため。総点検を実施した上で、「(仮称)京都市防災・減災体制再構築推進計画」を策定するとともに、その財源見通しについてもビジョンを示すこと。
7. 全学区に設置された 200 を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用し、より実効性のある訓練を行い、水災を含めた防災対応力を一層高めること。また市民防災行動計画の恒常的な見直しを通し、web119 をはじめ災害弱者・要配慮者対策を強化すること。
8. 国内で初めて導入されたワゴンタイプの「速消小型水槽車」は、狭隘な道路への進入が容易で、効率的な消化及び救助活動を行なうことができる。今後、消防ヘリや機動力に優れた消防バイクと連携訓練を行い、市民や観光客の安心安全につなげること。

行政運営・財政改革

9. 組織体制について、平成 24 年度から行財政局に移管された危機管理室については、全庁の中核として力強いリーダーシップを発揮させるための体制を強化すること。また、子育て支援策の充実強化するための体制を整備すること。

10. 政策評価制度については、市民意識の変化や動向を見据えながら、より客観的で合理的な評価に結びつく指標の設定や、その結果が次への政策企画に反映できる仕組みづくりとともに、市民にわかりやすい評価結果の公表に努めること。
11. 平成 18 年度策定の「不祥事根絶のための抜本改革大綱」については、その後の不祥事根絶の取組結果等を十分に踏まえ、関係部局とともに検証・総括を行うこと。
12. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の実施計画を踏まえ、今後活用可能な資産を適正に調査・検証した上で、効果的な活用となるよう戦略的に推進すること。また、公有財産が市民の財産であることから、その有効活用を図るための条例化を検討すること。
13. 山ノ内浄水場への大学建設計画については、景観政策や地区計画等のまちづくり政策に対する地域住民の理解のもとに、真に地域活性化事業となるよう努めること。
14. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用や、スマートフォン対応の京都アプリの作成、市民協働を目指すフェイスブックの拡大等に積極的に取り組むこと。

産業・観光

15. 中小企業金融支援について融資制度の更なる充実を図るとともに、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり支援の後押しを行うこと。また利用者のニーズに対応した総合的な経営支援を行うこと。
16. イノシシ・シカ・サルなど、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。
17. 「未来・京都観光振興計画 2010+5」に基づき、これまでの経験を生かし、量とともに質への更なる充実を図り、慢性的な交通渋滞解消や施設整備など観光客、市民双方にとってより満足度の高い施策の推進を図ること。
18. 国・府との連携を強化し京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、京都市の情報をフルに活用し、民間企業の合同説明会の開催など企業、大学と若者をつなぐ取組を積極的に行うこと。
19. 京都市における中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、中小企業を支援するための条例を検討すること。

20. 買い物弱者支援モデル事業の実態を踏まえ、保健福祉局とも連携して、商店街・小売店との協働で利用者の声を反映した買い物弱者支援ができるような仕組みづくりに取り組むこと。

環境・エネルギー

21. 東日本大震災後の電力供給事情の変化に鑑み、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取り組み、低炭素社会の実現に向けた施策を積極的に展開すること。
22. 「地球温暖化対策条例」の 2030 年温室効果ガス 40%削減目標及び中間年にあたる 2020 年 25%削減目標の達成にむけては、国のエネルギー政策の動向を注視しつつも「京都市地球温暖化対策計画」を着実に推進するよう努力すること。
23. 自然エネルギーや再生可能エネルギーの研究・誘致・普及促進など、京都市におけるエネルギー政策を積極的に推進し、原発に依存しない京都市スマートシティ社会の実現を目指すこと。そのためにもメガソーラーの設置促進、屋根貸し制度など公共施設の有効利用、市民協働発電制度のより一層の充実を図るなど全庁あげて取り組むこと。
24. 住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。
25. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの 30%を占める雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知で取組を強化すること。

文化芸術・市民生活

26. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。また、自転車損害賠償保険の啓発や商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うとともに、小中学校において実効性ある交通安全教育を実施すること。
27. 「京都文化芸術都市創生計画」を着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」を目指すこと。

28. 仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解して頂けるよう啓発活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また府市協調体制で、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け取り組むこと。
29. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」に基づく市民スポーツ振興計画を着実に推進し、京都市スポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・運営を行うこと。
30. ひきこもり支援を充実するため、「ひきこもり地域支援センター」を早期に設置し、若者世代と同時に40歳以上の世代の方々やご家族に対してきめ細やかな支援体制を構築すること。
31. 交通安全計画に基づく施策を広報周知し、児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物を使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取組を強化すること。

福祉・子育て・教育

32. 福祉避難所については、防災危機管理室と連携し、早期に目標達成をするとともに、福祉避難所運営マニュアルを策定すること。
33. 「京都市動物愛護行動計画」に基づき、動物愛護に総合的に取り組む体制を確立すること。さらに、京都府をはじめ獣医師会や動物愛護団体との連携の下に、「動物愛護センター」（仮称）の早期整備に向けた取組を行なうこと。
34. 「第5期京都市民長寿すこやかプラン」の実施に伴い、介護サービスの円滑な施行を推進すること。介護予防・介護サービスを着実に推進すること。
 - ① 介護を必要とする方々のニーズに対し、医療・介護・福祉が一体となった「地域包括ケア」の適切な推進を図ること。
 - ② 介護予防支援の推進については、福祉事務所の体制強化を図ること。
 - ③ 着実に介護施設基盤整備を進めること。
 - ④ 介護従事者の資質の向上や定着に向け、報酬等の待遇改善を含む取組を強化すること。
 - ⑤ ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動の充実とともに、関係機関や地域とのネットワークの強化を図ること。

35. 障がいのある方のそれぞれの状況に応じた自立支援を推進するため、就労、相談、移動やコミュニケーション、社会的入院から居宅生活への移行等、あらゆる角度から検討し充実を図ること。特に就労については、受入れ企業の拡大やスキルアップ、マッチングにいたるまで、十分な相談体制と実効性のある支援強化を図ること。
36. 乳がん・子宮頸がん・大腸がんの早期発見に資する無料クーポン券による検診については継続事業となるよう国に強く求め、更なる健診率の向上に努めること。特に乳がん検診については、検診期間の間隔を短縮すること。
37. 介護保険法改正を踏まえ、京都の特性を活かした「市民後見人」の養成を行うとともに、制度の利用、相談等に関するワンストップサービスを行う成年後見支援センター（仮称）を設置すること。
38. 児童虐待対策については、児童相談所・第2児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
 - ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
 - ③ 第2児童福祉センターの開設に伴い、迅速な対応と担当職員の効果的配置を実現するとともに、実務に当たる職員のスキルアップを図る等の研修やメンタルヘルスに力を入れること。
39. ひとり親家庭への医療費については、父子家庭に対しても所得制限の見直しをするとともに拡充すること。
40. 「子ども・子育て関連3法」の施行後、速やかに「京都版子ども・子育て会議」（案）の設置をふまえ「子ども・子育て支援事業計画」を策定すること。
41. 若年性認知症対策については、関係機関と連携し市民にわかりやすい相談窓口を設置すること。
42. 地域包括支援センター運営委託事業については、介護予防関係業務のウエイトを下げ、再委託・アウトソーシングの取組を推進すること。また、多様なサービスの適正化・質の向上を図るため、行政が課題解決に責任を持って関わることのできる組織体制にすること。
43. 東日本大震災を踏まえ、教育現場における実効性ある防災教育を推進すること。

44. 京都市・乙訓地域公立高校教育制度については、今後、「まとめ」の趣旨を踏まえ、市民の意見を十分に加味し、京都府教育委員会とともに「京都市・乙訓地域公立高校の教育制度・入学者選抜制度の改善（案）」を作成し、市民説明会の機会を通じて、説明責任をはたすこと。
45. 通学路の安全確保に向けた取組については、学校周辺における安全対策や歩道整備などの道路改良に取り組むとともに、引き続き、見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じて通学路の変更など地域の意見を十分に踏まえて取り組むこと。
46. いじめ根絶に向けた取組については、スクールカウンセラーの拡充やスクールソーシャルワーカーの配置、第三者機関の積極的な活用などを含めて取り組むとともに、クラスマネージメントシートの活用により実態把握をはかり、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」のモデル実施などにも取組を進めること。
47. 生きる力を育む「がん教育」を早期に実現すること。

まちづくり

48. 新景観政策の推進にあたっては、京都のまちの将来像が市民に十分に理解されるよう努めること。特に高さ規制や屋外広告物規制などの具体的な取組は、市民と協働で施策が実現できるよう景観検証システムを有効に活用し進めること。また、地区計画の手法を用いる場合のガイドラインを明確にし、市民に理解を得られるよう努めること。
49. 歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」実現へ全庁あげて取り組むこと。とりわけ四条通り及び東大路通りの道路交通整備にあたっては、広く関係者の要望を十分に踏まえ、スムーズに実現できるよう取組を進めること。同時に、すべての生活道路に至るまで、計画を立てて整備すること。
50. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき着実に事業推進を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等、きめ細かな高齢者対策を図ること。

51. 近年課題となっている空き家の対策にしっかりと取り組むこと。
 - ① 危険家屋など近隣住民に不安や被害を与える空き家の対策を進めること。
 - ② 「地域連携型空き家流通促進事業」を着実に推進すること。
 - ③ 地域活性化や防災の観点も含め袋路地などの空き家対策に取り組むこと。
 - ④ 空き家対策の条例を制定すること。
 - ⑤ 分譲マンションの空き家対策を具体化すること。
52. 今後の京都市活性化において重要な事業である南部高度集積地区（らくなん進都）・京都駅南口駅前広場・キリンビール京都工場跡地については、早期の事業化を図ること。
53. 京都駅南口駅前広場整備に際しては、待機発着する観光バスのショットガン化による交通マネジメントシステムを創設すること。
54. 警察庁通達による「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」等も鑑み「歩いて楽しいまち」実現のため、歩行者の安全、自転車利用促進の観点から自歩道における自転車帯の整備を早急に図るとともに、車道における自転車レーンの整備を促進すること。
55. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、道路や橋梁、公園などの社会インフラの長寿命化等の再整備を積極的に推進すること。

交通・水道

56. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者等、移動に困難を来す市民ニーズに対して、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通を目指すための、「交通基本条例（仮称）」の制定に向けて検討すること。
57. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、市バス運転手への安全研修の充実や「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任をもって指導監督に取り組むこと。
58. 平成 26 年度の抜本的なバス路線再編に向け、平成 24 年に行った乗降客の実態調査の結果を十分に活用し、均一区間の見直し等市バスの利便性向上のため、バス運行における改善策を検討すること。また、ダイヤや路線の見直しにあたっては、市民サービスが後退しないよう配慮すること。

59. バス待ち環境の改善を進めるため、狭隘歩道等のため規定ベンチが設置できない箇所については、ベンチ座面幅の狭いタイプを検討するなど、設置に向け創意工夫で積極的に取り組むこと。
60. 市バスと地下鉄や民間交通事業者との乗り継ぎなど利便性向上のため、市バスへのICカード利用の導入を早期に図ること。
61. 経営健全化計画推進のための「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」に基づき、地下鉄1日5万人増客目標の達成に向け、全庁一体となった取組を強化すること。
- ① 「『歩くまち・京都』総合交通戦略」で目指している、マイカーから公共交通機関への転換を強力に推進すること。
 - ② 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の実施に取り組むこと。
 - ③ 「京プラン実施計画」重点戦略に掲げる「個性と活力あふれるまちづくり戦略」のリーディングプロジェクトを確実に推進すること。
62. 経営健全化計画最終年度の平成30年度までに、駅ナカビジネス年間10億円の収入を達成すること。そのために、「Kotochika（コトチカ）四条」、「Kotochika（コトチカ）御池」、「Kotochika（コトチカ）京都」の店舗拡充に努めるとともに、北大路駅などでのコトチカ開設をスピーディーに進めること。
63. 市民のいのちを守り、市民生活の安心・安全を守るために安定して上下水道事業を運営していくことは、京都市の重要な責務である。そのために、「京の水ビジョン」の後期5カ年の次期経営計画をしっかりと取りまとめ着実に実行していくこと。計画に基づく事業の推進にあたっては、毎年度実績と計画の対比を行い結果をフィードバックしながら進めると同時に市民への説明責任を果たすこと。
64. 今後の耐用年数経過管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたっては、市民が負担する水道料金のみではなくレベニュー債などの民間資金の活用を積極的に検討すること。
65. 水道料金の見直しにあたっては、市民に対し老朽水道管の更新に係る情報提供と説明責任を果たすこと。また、局内の経費節減に従来以上に取組み、市民への負担を極力軽減するよう努めること。

局別要望項目

環境政策局

重点項目

1. 東日本大震災後の電力供給事情の変化に鑑み、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取り組み、低炭素社会の実現に向けた施策を積極的に展開すること。

重点項目

2. 「地球温暖化対策条例」の2030年温室効果ガス40%削減目標及び中間年にあたる2020年25%削減目標の達成にむけては、国のエネルギー政策の動向を注視しつつも「京都市地球温暖化対策計画」を着実に推進するよう努力すること。
3. 「環境未来都市」の指定を受けられるよう全力で取り組み、特に国の財政支援については確たるものとなるよう国に要望すること。
4. 「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか?）を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、引続き幼児時期からの環境教育・学習の積極的な推進と、環境家計簿の更なる普及促進を図ること。また、ライフスタイルの転換や「エコ学区事業」等を通じて、家庭の取組から地域ぐるみの活動へと発展するよう区役所と連携し取組の支援をさらに推進すること。

重点項目

5. 自然エネルギーや再生可能エネルギーの研究・誘致・普及促進など、京都市におけるエネルギー政策を積極的に推進し、原発に依存しない京都市スマートシティ社会の実現を目指すこと。そのためにもメガソーラーの設置促進、屋根貸し制度など公共施設の有効利用、市民協働発電制度のより一層の充実を図るなど全庁あげて取組むこと。

重点項目

6. 住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。
7. 「DO YOU KYOTO? クレジット」の制度採用メリットなどを積極的に展開し、中小企業者からの排出削減を更に促進すること。
8. 電気自動車については充電設備などの基盤整備を図るとともに蓄電池としての電気自動車の利用メリットなど積極的にPRし普及に向け取り組むこと。
9. 「新京都市循環型社会推進基本計画」に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携し更なるリデュース・リユース（2R）の促進を図ること。また、事業者の包装材削減の仕組みを作ること。

10. 「バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取組を推進すること。

重点項目

11. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの 30%を占める雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知で取組を強化すること。
12. 「京都市ごみ収集業務改善実施計画」に則り、民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。併せてエコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。
13. 有料指定袋制による財源の使途については、広く市民への周知を図り、「見える化」を徹底し、説明責任を果すこと。「京都市民環境ファンド」の資金活用については、より一層市民の意見を活かし、中長期的な視野に立ち運用すること。
14. 東部クリーンセンター廃止に伴う 3 クリーンセンター体制を見据え、ごみ減量に向けた計画を着実に推進すること。併せて南部クリーンセンター建替えについては単なる焼却施設に留まらず、市民環境教育の実施など京都市環境政策の拠点となる施設とすること。

行財政局

重点項目

15. 東日本大震災を踏まえ、全市民的な実効性ある防災教育ならびに防災訓練（シェイクアウト等）を推進すること。

重点項目

16. 台風やゲリラ豪雨等の大規模水害に対し、住民への的確な情報提供の実施にとどまらず、相互に防災行動に結びつくよう体制の強化を図ること。また、市内中心部及び中山間地域における水災害について、各局横断で、安全対策を強力に進めること。
17. 防災計画の総点検のもと策定された新たな「京都市地域防災計画」に基づき、市民の安心・安全を確保するため、あらゆる被害想定に対し、具体的な防災・減災対策を講じること。更に、自助・共助・公助による、災害対策について、市民に十分に周知を図り、実効性ある取組となるよう努めること。

重点項目

18. 「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」については、国に対し、早急に安全基準の明示を求め、市民の安全を守るため、暫定計画から、正式な計画を策定し、実効性ある対策を講じること。

重点項目

19. 防災、復興対策など意思決定の場に女性を増やすとともに、避難所の運営に女性を加える等、女性の視点が活かされるよう充実に努めること。

重点項目

20. 新たな「京都市地域防災計画」に基づき、災害時における日本人・外国人観光客に対し円滑な情報伝達や避難所への誘導など観光客に特化した防災対策を講じること。
21. 災害時における避難所拠点の強化の一環として、災害備蓄については、身近な避難所となる小学校を中心に体制の見直しを図ること。

重点項目

22. 防災・減災対策については、今後老朽化する社会資本の再整備のため。総点検を実施した上で、「(仮称)京都市防災・減災体制再構築推進計画」を策定するとともに、その財源見通しについてもビジョンを示すこと。

重点項目

23. 組織体制について、平成 24 年度から行財政局に移管された危機管理室については、全庁の中核として力強いリーダーシップを発揮させるための体制を強化すること。また、子育て支援策の充実強化するための体制を整備すること。
24. 「行政経営の大綱」を踏まえ策定された実施計画については、参加と協働による市政の推進と、持続可能な行財政の確立を目指し、着実に推進すること。
25. 今後一層の充実が求められる防災・減災対策と子育て支援策を着実に執行するため、必要財源の見通しを精査し、計画的な財源確保策を講じること。
26. 財政の健全化を一層進めるため、東京都方式等の先進事例を参考に、「公会計」制度を早期に導入すること。
27. 行政の効率化と市民サービスの向上に資するための電子自治体（ICT ガバナンス）の実現に努めるとともに、自治体クラウドの導入について検討し、その可能性について一定のビジョンを示すこと。

重点項目

28. 政策評価制度については、市民意識の変化や動向を見据えながら、より客観的で合理的な評価に結びつく指標の設定や、その結果が次への政策企画に反映できる仕組みづくりとともに、市民にわかりやすい評価結果の公表に努めること。
29. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を全職員の共通認識とし、外郭団体も含め「全庁“きょうかん”推進本部」を中心に、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力で取り組むこと。

重点項目

30. 平成 18 年度策定の「不祥事根絶のための抜本改革大綱」については、その後の不祥事根絶の取組結果等を十分に踏まえ、関係部局とともに検証・総括を行うこと。
31. 外郭団体の人事管理については、今後も市民目線を十分に考慮し改革を進めること。また、有能な民間経営者の積極的な登用を図る等、外郭団体の抜本改革に積極的に取り組むこと。
32. 指定管理者制度の運用にあっては、「運用基本指針」に基づき、選定の透明性と公平性が確保されるよう引き続き改革に取り組むこと。また、指定先があらかじめ財政的に有利な京都市の出資団体と、そうでない民間事業者の公平性を確保できる仕組みを検討する等、公募拡大と住民サービスの向上に資する制度となるよう努めること。

33. 事務事業評価制度については、事務事業の特性や予算編成システムの進化を踏まえ、より分かりやすく、活用しやすいものとなるよう、再構築を図ること。
34. 市政活性化のため「京都市人材活性化プラン」を強力に推進することにより、地域主権の時代に対応できる新たな人材育成に全力で取り組むとともに、民間企業経験者の採用・活用については従来以上に積極的に取り組むこと。また、係長認定試験制度の見直し等、更なる人材活性化のための制度改革に取り組むこと。
35. 市庁舎整備については、「市庁舎整備に関する提言」をもとにした基本構想を踏まえた、基本計画を早期に策定すること。また、現調査の耐震化については、早期実施に向け取り組むこと。
36. 「京都市補助金適正化条例」の運用にあたっては、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定の適正化を図るとともに、公平性及び透明性の確保に資するよう検証に基づき厳格に行うとともに、市民に対し積極的に情報公開すること。

重点項目

37. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の実施計画を踏まえ、今後活用可能な資産を適正に調査・検証した上で、効果的な活用となるよう戦略的に推進すること。また、公有財産が市民の財産であることから、その有効活用を図るための条例化を検討すること。

総合企画局

38. 「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」を踏まえ策定された個別の実施計画及び各種分野別計画に掲げる取組を着実に推進すること。
39. 「京都市未来まちづくり 100 人委員会」については、引き続き市民の広範な意見やアイデアを政策に活かせる市民参加と協働の取組となるよう、第 1 期から第 4 期までの成果と課題を検証しながら一層推進すること。
40. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに、新たな「歴史都市・京都創生策Ⅲ」を策定し、「京都創生推進フォーラム」の活動支援などにより、京都市民及び広く国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。
41. 世界の人々が集いほんものに出会う「京都岡崎」の実現をめざす「岡崎地域活性化ビジョン」を、官民連携のエリアマネジメント組織である「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に強力に推進すること。
42. 学校の跡地活用については、「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、地域の活性化と京都市全体の活性化の観点から、十分な議論を踏まえた上で、取組を進めること。また、山間地域の跡地活用についても地域と協働で具体策をつくり、早急に取り組むこと。
43. 京北地域をはじめ中山間地域の活性化については、積極的に推進すること。
44. 一時休止中となっている「水垂埋立跡地における運動公園整備」については、完成見通しを示し、早期完成に向けて、積極的に取り組むこと。
45. ユビキタス社会（いつでも、どこでも、何にでも、誰でも、ネットワークに接続でき、情報を取り出すことができる社会）の構築を目指し、とくに高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でもインターネットで提供されている情報を格差なく利用できる環境を整備していくこと。

重点項目

46. 山ノ内浄水場への大学建設計画については、景観政策や地区計画等のまちづくり政策に対する地域住民の理解のもとに、真に地域活性化事業となるよう努めること。
47. 京都から海外へ留学する学生を増大するため、「大学コンソーシアム・京都」をはじめとする関係団体と連携を図り、支援強化を図ること。

48. 京都留学生 1 万人達成に向けて、生活及び就活支援を含め各種事業を幅広く展開すること。

重点項目

49. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用や、スマートフォン対応の京都アプリの作成、市民協働を目指すフェイスブックの拡大等に積極的に取り組むこと。

50. 「大学のまち」、「学生のまち」である京都市として、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」を着実に推進すること。また、行政によるパブコメ等において、大学の政策系学部等との連携を積極的に図り、「学生 Place+（プラス）」の充実に一層努めること。

文化市民局

51. NPO法人の認証・認定事務の京都市移譲に伴い、寄付文化の醸成をはじめ法改正の趣旨を踏まえてNPO法人に対する必要な支援措置を講じるとともに「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の主旨を活かし、京都市をはじめ各種団体との連携強化にも積極的に関与すること。

重点項目

52. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。また、自転車損害賠償保険の啓発や商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うとともに、小中学校において実効性ある交通安全教育を実施すること。
53. レンタサイクル事業者に対し、外国人をはじめとした観光客などレンタサイクル利用者に駐輪、走行マナーなどについて啓発をするよう指導すること。
54. 地方消費者行政活性化基金が終了するが、引き続き国への支援を求めるとともに、市民サービスの低下を招くことなく消費生活総合センターの機能充実を図ること。
55. サル、アライグマ、イノシシ、シカといった住宅街の有害鳥獣被害について、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。

重点項目

56. 「京都文化芸術都市創生計画」を着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」を目指すこと。

重点項目

57. 仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解して頂けるよう啓発活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また府市協調体制で、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け取り組むこと。
58. 京都会館の再整備について、京都市民にとって身近で使いやすくいつまでも愛される施設となるよう着実に事業進捗をはかること。
59. 新「京都市動物園構想」を踏まえ、動物園が“命の大切さ”や環境問題など「楽しく学べる動物園」として幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。

60. 京都市交響楽団は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が楽しめる演奏会の開催に取り組むとともに、観客数増加のためチケット予約や購入の利便性の向上に努め、併せて広報宣伝活動に積極的に取り組むこと。
61. 練習会場を含め市民の音楽活動の場を確保するため学校跡地、空き教室なども有効に活用できるよう検討すること。併せて幅広い市民が日常的に音楽に親しめるよう取り組むこと。
62. 路上喫煙禁止条例を実効力あるものにするため、市民啓発の取組を一層充実させるとともに、観光旅行者に向けての周知広報に取組、市内全域での喫煙マナーの向上を図ること。併せて分煙対策についてもしっかり取り組むこと。
63. 日本の文化遺産が多く存在する京都の特性を踏まえ、収蔵施設への充実と発掘調査の成果など、貴重な考古資料のより一層の活用に努めること。
64. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を提供するとともに多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取り組むこと。

重点項目

65. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」に基づく市民スポーツ振興計画を着実に推進し、京都市スポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・運営を行うこと。
66. 子どもも高齢者も、女性も男性も、障がいの有無も国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく一人ひとりが人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。
67. DV被害者支援の中核施設である「京都市DV相談支援センター」は被害者の視点に立った継続的な自立支援に取り組むこと。また、相談、カウンセリング等はウイングス京都などと連携し、DV被害者への支援を行うこと。
68. ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心にNPO等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援をきめ細かく取り組むこと。

重点項目

69. ひきこもり支援を充実するため、「ひきこもり地域支援センター」を早期に設置し、若者世代と同時に40歳以上の世代の方々やご家族に対してきめ細やかな支援体制を構築すること。

70. 京都マラソン開催にあたっては安全面の確保を大前提としてオール京都の協力を得て創意工夫を重ね市民負担ゼロを目指すこと。

重点項目

71. 交通安全計画に基づく施策を広報周知し、児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物を使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取組を強化すること。

産業観光局

重点項目

72. 中小企業金融支援について融資制度の更なる充実を図るとともに、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり支援の後押しを行うこと。また利用者のニーズに対応した総合的な経営支援を行うこと。
73. 「京都市新価値創造ビジョン」を強力に推進し、ナノテクノロジーによる環境技術エネルギーやバイオテクノロジーによる健康・医療産業政策、そして、コンテンツ産業政策を推進すること。また、京都の地域特性を生かした新産業の創出に全力で取り組むとともに、中小企業を中心とした産業経済の発展に努めること。
74. 京都の伝統産業界の置かれている厳しい状況のなか「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」の策定を踏まえ、伝統産業発展の新たな分野について「知恵産業融合センター事業」「京もの国内市場開拓事業」、「京もの海外市場開拓事業」等を着実に実行し、関連業界とも連携を図り伝統産業の活性化に対し、積極的に取り組むこと。
75. 「京都市商業活性化アクションプラン 2011」の推進に取り組むとともに、「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、より商店街の実態に則した振興策を講ずること。
76. 「第一市場マスタープラン」改訂版に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また経営効率化についても不断の努力を払うとともに、施設の耐震化にも取り組むこと。
77. 第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープランに基づき、第二市場の今後の在り方としての市場会計の改善、妥当な受益者負担の検討、食育の推進など、より市民にとって有益となる実効性のある施策に取り組むこと。また地域周辺住民への生活環境対策を強化すること。
78. 「京都市農林行政基本方針」に基づき、農林業の持つ可能性を最大限に引き出す施策の推進を図ること。特に環境モデル都市としての農林業の在り方、雇用機会の増大、経営安定化を図るため、産業として成り立つよう育成を図ること。
79. 近年特に問題となっているナラ枯れについては、府との連携の下に、被害対策を強化すること。

重点項目

80. イノシシ・シカ・サルなど、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。

81. 「合併記念の森 全体構想」をはじめ、京北地域の都市と農村交流については地域の特質を十分に生かすとともに、担い手の育成や雇用機会の確保に努め、観光農山村交流事業に位置付けられている越畑地区、大原地区等も参考に地域資源を積極的に活用させていくこと。

重点項目

82. 「未来・京都観光振興計画 2010+5」に基づき、これまでの経験を生かし、量とともに質への更なる充実を図り、慢性的な交通渋滞解消や施設整備など観光客、市民双方にとってより満足度の高い施策の推進を図ること。
83. 新たな京都ファン獲得としてラグジュアリー層への取組を強化するとともに、「M I C E戦略」の推進により、京都観光の更なる発展に努めること。

重点項目

84. 国・府との連携を強化し京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、京都市の情報をフルに活用し、民間企業の合同説明会の開催など企業、大学と若者をつなぐ取組を積極的に行うこと。

重点項目

85. 京都市における中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、中小企業を支援するための条例を検討すること。

重点項目

86. 買い物弱者支援モデル事業の実態を踏まえ、保健福祉局とも連携して、商店街・小売店との協働で利用者の声を反映した買い物弱者支援ができるような仕組みづくりに取り組むこと。

保健福祉局

重点項目

87. 福祉避難所については、防災危機管理室と連携し、早期に目標達成をするとともに、福祉避難所運営マニュアルを策定すること。

重点項目

88. 「京都市動物愛護行動計画」に基づき、動物愛護に総合的に取り組む体制を確立すること。さらに、京都府をはじめ獣医師会や動物愛護団体との連携の下に、「動物愛護センター」（仮称）の早期整備に向けた取組を行なうこと。
89. まち猫活動支援事業は、悪臭や騒音など地域猫の諸課題への対策として期待されている。手続きの簡素化などを含め、いっそうの拡充を進めること。ペットのふん害に対する市民の意見を十分に考慮し飼い主のマナー向上など対策の強化を図ること。

重点項目

90. 「第5期京都市民長寿すこやかプラン」の実施に伴い、介護サービスの円滑な施行を推進すること。介護予防・介護サービスを着実に推進すること。
- ① 介護を必要とする方々のニーズに対し、医療・介護・福祉が一体となった「地域包括ケア」の適切な推進を図ること。
 - ② 介護予防支援の推進については、福祉事務所の体制強化を図ること。
 - ③ 着実に介護施設基盤整備を進めること。
 - ④ 介護従事者の資質の向上や定着に向け、報酬等の待遇改善を含む取組を強化すること。
 - ⑤ ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動の充実とともに、関係機関や地域とのネットワークの強化を図ること。

重点項目

91. 障がいのある方のそれぞれの状況に応じた自立支援を推進するため、就労、相談、移動やコミュニケーション、社会的入院から居宅生活への移行等、あらゆる角度から検討し充実を図ること。特に就労については、受入れ企業の拡大やスキルアップ、マッチングにいたるまで、十分な相談体制と実効性のある支援強化を図ること。
92. 「障害者虐待防止法」施行に伴い体制整備を着実に図るとともに市民向けに広報・啓発活動を行い、障がい者の虐待防止に全力をあげること。

93. 自閉症・発達障がい児(者)の支援については、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また待機者の解消については、早期に解決が出来るよう取り組むこと。
94. 全ての人個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう、みやこユニバーサルデザインを推進していくこと。また実効性ある取組となるよう、本市における取組の進捗管理や情報交換を行っていくこと。
95. 自殺防止対策の強化を図るため、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大する等、自殺防止の啓発活動に積極的に取り組むとともに、認知行動療法をはじめとする「うつ病対策」を強力に推進すること。
96. ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防の各ワクチン接種について、助成制度を継続すること。

重点項目

97. 乳がん・子宮頸がん・大腸がんの早期発見に資する無料クーポン券による検診については継続事業となるよう国に強く求め、更なる健診率の向上に努めること。特に乳がん検診については、検診期間の間隔を短縮すること。
98. 脳脊髄液減少症については、診断基準が確立したところであり、今後、関係機関・教育機関をはじめとした市民への啓発活動を図ること。
99. 健康のために重要な歯の健康については8020運動の着実な推進に取り組むとともに、歯科医師会とも連携を図り、高齢者・母子・成人における口腔保健の取組を着実に行うこと。
100. 生活保護受給者への自立支援の体制を充実するとともに、受給における適正な運営の確保がなされるよう対策の強化を図ること。
101. 「幸齢社会」の構築に向けて、全庁一丸となって取り組むこと。
 - ① 高齢者の生きがいづくりのため、早期に居場所づくりの事業を推進すること。
 - ② 地域における介護予防サービスの充実及び生活習慣病対策を推進すること
 - ③ 高齢者の再就職・社会参加のためにシルバー人材センターの充実・強化を図ること
102. 高齢者虐待対策については、関係機関との連携を強化するとともに、市民への啓発活動をきめ細かく進めること。また養護者への支援の体制強化を図ること。

重点項目

103. 介護保険法改正を踏まえ、京都の特性を活かした「市民後見人」の養成を行うとともに、制度の利用、相談等に関するワンストップサービスを行う成年後見支援センター（仮称）を設置すること。
104. 「京都市未来こどもプラン」の着実な推進を図ること。とくに保育所・学童クラブの待機児童ゼロへの取組については引き続き対策を強化するとともに、利用者のニーズに応じたきめ細かな保育サービスが充実するよう、施設整備や延長・一時・休日保育の拡充等を進めること。また、昼間里親への支援については国庫補助の導入等を踏まえ、充実を図ること。

重点項目

105. 児童虐待対策については、児童相談所・第2児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
 - ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
 - ③ 第2児童福祉センターの開設に伴い、迅速な対応と担当職員の効果的配置を実現するとともに、実務に当たる職員のスキルアップを図る等の研修やメンタルヘルスに力を入れること。
106. 子ども医療費支給制度については入院、通院ともに中学校3年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し一層の拡充を図ること。
107. 「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき、京都市未来こどもプランの着実な実行をはじめ、社会の中で子どもを共に育むための「チャイルドファースト」社会の構築に向けて、子育て支援の風土づくりを強力に推進すること。
108. 新「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づき、具体的で実効性のある取組が行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安心・安全な食材の確保に努めること。
109. 教育的効果も見込まれる京の食文化に根差した「地産池消」に一層努めること。また「食育指導員」との連携を深め、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

重点項目

110. ひとり親家庭への医療費については、父子家庭に対しても所得制限の見直しをするとともに拡充すること。

重点項目

111. 「子ども・子育て関連3法」の施行後、速やかに「京都版子ども・子育て会議」（案）の設置をふまえ「子ども・子育て支援事業計画」を策定すること。

重点項目

112. 若年性認知症対策については、関係機関と連携し市民にわかりやすい相談窓口を設置すること。

重点項目

113. 地域包括支援センター運営委託事業については、介護予防関係業務のウエイトを下げ
るためにも、再委託・アウトソーシングの取組を推進すること。また、多様なサービスの適正化・質の向上を図るため、行政が課題解決に責任を持って関わることのできる組織体制にすること。

都市計画局

重点項目

114. 新景観政策の推進にあたっては、京都のまちの将来像が市民に十分に理解されるよう努めること。特に高さ規制や屋外広告物規制などの具体的な取組は、市民と協働で施策が実現できるよう景観検証システムを有効に活用し進めること。また、地区計画の手法を用いる場合のガイドラインを明確にし、市民に理解を得られるよう努めること。
115. 東日本大震災を教訓に、「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制を整えるとともに各局連携のもと、目標年度である平成 27 年度に向け着実に推進すること。また、木造住宅の耐震化が一層進むように制度の見直しや手続きの簡素化を進めるとともに、関係団体と積極的に連携し取組を推進すること。
116. 大規模盛り土造成地対策は、防災・減災を推進する国からの支援事業として他都市で活用されている。本市においても広報周知に努め、該当市民の側に立った施策を推進すること。
117. 交通混雑解消のための久世梅津北野線桂川架橋、羽東師墨染線・伏見向日町線及び向島神足線に架かる三橋の整備や、伏見区西南部地域など公共交通不便地域における高齢化社会を踏まえ地域と連携した新たな生活支援交通など市南西部の交通対策を各局連携のもと推進すること。
118. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進、充実に当り事業用地の確保、見直しを行いより拡大策を展開すること。またソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への誘導策を充実し、着実に推進すること。

重点項目

119. 歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」実現へ全庁あげて取り組むこと。とりわけ四条通り及び東大路通りの道路交通整備にあたっては、広く関係者の要望を十分に踏まえ、スムーズに実現できるよう取組を進めること。同時に、すべての生活道路に至るまで、計画を立てて整備すること。
120. 「交通バリアフリー法」及び「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づく重点整備地区完了に伴い今後課題となる地域、地区において、新たな全体構想に基づいた対策を、国及び交通事業者と連携を図り着実に進めること。
121. 「京町家まちづくり調査」結果を十分に踏まえ、あらゆる主体が京町家の保全・再生・促進していけるような仕組みを更に構築していくこと。

重点項目

122. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき着実に事業推進を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等、きめ細かな高齢者対策を図ること。
123. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進すること。また、子育て世帯枠の応募状況を更に検証し、より公営住宅の活性化を図るとともに、単身者用の戸数を拡大し、公募について毎回、年間を通して実施すること。

重点項目

124. 近年課題となっている空き家の対策にしっかりと取り組むこと。
- ① 危険家屋など近隣住民に不安や被害を与える空き家の対策を進めること。
 - ② 「地域連携型空き家流通促進事業」を着実に推進すること。
 - ③ 地域活性化や防災の観点も含め袋路地などの空き家対策に取り組むこと。
 - ④ 空き家対策の条例を制定すること。
 - ⑤ 分譲マンションの空き家対策を具体化すること。

重点項目

125. 今後の京都市活性化において重要な事業である南部高度集積地区（らくなん進都）・京都駅南口駅前広場・キリンビール京都工場跡地については、早期の事業化を図ること。

重点項目

126. 京都駅南口駅前広場整備に際しては、待機発着する観光バスのショットガン化による交通マネジメントシステムを創設すること。

建設局

127. 街路照明灯の設置については、「環境未来都市」を目指すにふさわしいLED化など、省エネ効果の高い施策を推進すること。
128. 無電柱化事業については、一層の進捗を図るとともに、地上機器の地下化・コンパクト化等の新技術の開発を国及び企業者に要請すること。
129. 新たな「緑の基本計画」に基づき、進められている都市公園の整備については用地の確保や緑地の保全に努め、市民1人当たりの公園緑地面積及び緑被率の一層の向上を図るとともに緑視率の向上に努めること。
130. 放置自転車対策については、地域と一体となった利用マナー・ルールの啓発や放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境の整備など、「自転車総合計画」を着実に推進すること。

重点項目

131. 警察庁通達による「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」等も鑑み「歩いて楽しいまち」実現のため、歩行者の安全、自転車利用促進の観点から自歩道における自転車帯の整備を早急に図るとともに、車道における自転車レーンの整備を促進すること。
132. 通学路及び細街路を含む生活道路の安全対策については、地元の意見を尊重し、地域特性に合わせた具体的な整備を継続すること。

重点項目

133. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、道路や橋梁、公園などの社会インフラの長寿命化等の再整備を積極的に推進すること。
134. 私道整備助成制度については、受付期間が5月から8月までと期間限定の状況であり、袋路の場合など条件に満たずに却下されている実態がある。今後は基準の緩和など制度の弾力的運用を推進すること。
135. ヒートアイランド対策として、①屋上・壁面緑化事業の充実、②道路舗装における遮熱排水性・透水性舗装の推進、を進めること。
136. 土砂災害対策として有効なフォレストベンチ工法は、環境面や経費面でも優れており、積極的に活用すること。

消 防 局

重点項目

137. 全学区に設置された 200 を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用し、より実効性のある訓練を行い、水災を含めた防災対応力を一層高めること。また市民防災行動計画の恒常的な見直しを通し、web119 をはじめ災害弱者・要配慮者対策を強化すること。
138. 地域の安心・安全の担い手である消防団は、極めて重要な存在であり、消防団の活動力を一層向上させるため、消防団施設の耐震化をはじめ、より実態に合った消防団員の処遇改善に取り組むこと。
139. 消防団員の平均年齢の上昇傾向に歯止めをかけるためには、若者の入団促進を優先的に取り組む必要がある。今後の入団促進のため、現場で活動している現役の若い消防団員やその家族の意見を聞くことが有効である。広く意見を聞く場を早急に設置すること。
140. 近年熱中症による犠牲者が増加している。高齢者や障がいのある方へのきめ細やかな共助体制を確立し、熱中症に対する広報啓発や搬送体制を充実すること。
141. 自動対外式除細動器（AED）の有効性を多くの市民に理解していただくよう説明会の開催や取扱い方法などを含めた普通救命講習を着実に推進するとともに、普及に伴うメンテナンスについても啓発、啓蒙を実施すること。
142. 高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成や救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与）に伴う講習の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。
143. 住宅用火災警報器の設置義務化に伴い運用状況について把握し、未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に要配慮者世帯については保健福祉局と連携を図り、きめ細かな対応に努めること。

重点項目

144. 国内で初めて導入されたワゴンタイプの「速消小型水槽車」は、狭隘な道路への進入が容易で、効率的な消化及び救助活動を行なうことができる。今後、消防ヘリや機動力に優れた消防バイクと連携訓練を行い、市民や観光客の安心安全につなげること。

145. 新消防指令システム整備の中で、モバイル端末を活用した救急活動支援携帯端末を配備する計画となっている。近年、技術革新が著しく進んでいるスマートフォン等の翻訳機能を活用した救急活動に活用し、外国の方々や留学生などが安心して訪れ、過ごしていただけるよう取り組むこと。
146. 市民が災害の疑似体験を通じて、防災に関する知識や技術を身につけ、防災行動力の向上を図るための施設である「市民防災センター」も開設後 17 年が経過しており、リニューアルの時期を迎えている。新たな災害に対応した施設整備を早急に図ること。

交 通 局

重点項目

147. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者等、移動に困難を来す市民ニーズに対して、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通を目指すための、「交通基本条例（仮称）」の制定に向けて検討すること。

重点項目

148. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、市バス運転手への安全研修の充実や「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任をもって指導監督に取り組むこと。

重点項目

149. 平成 26 年度の抜本的なバス路線再編に向け、平成 24 年に行った乗降客の実態調査の結果を十分に活用し、均一区間の見直し等市バスの利便性向上のため、バス運行における改善策を検討すること。また、ダイヤや路線の見直しにあたっては、市民サービスが後退しないよう配慮すること。

150. 地下鉄及びバス事業における広告料収入増に向け、新たな媒体の開発に力を注ぐこと。また、広告付きバス停留所の設置は今後も積極的に拡大するとともに、バス停のネーミングライツ事業の取組については、観光ガイド出版物等の対応なども考慮し、創意工夫を凝らして取り組むこと。

重点項目

151. バス待ち環境の改善を進めるため、狭隘歩道等のため規定ベンチが設置できない箇所については、ベンチ座面幅の狭いタイプを検討するなど、設置に向け創意工夫で積極的に取り組むこと。

重点項目

152. 市バスと地下鉄や民間交通事業者との乗り継ぎなど利便性向上のため、市バスへの IC カード利用の導入を早期に図ること。

重点項目

153. 経営健全化計画推進のための「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」に基づき、地下鉄1日5万人増客目標の達成に向け、全庁一体となった取組を強化すること。
- ① 「『歩くまち・京都』総合交通戦略」で目指している、マイカーから公共交通機関への転換を強力に推進すること。
 - ② 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の実施に取り組むこと。
 - ③ 「京プラン実施計画」重点戦略に掲げる「個性と活力あふれるまちづくり戦略」のリーディングプロジェクトを確実に推進すること。

重点項目

154. 経営健全化計画最終年度の平成30年度までに、駅ナカビジネス年間10億円の収入を達成すること。そのために、「Kotochika（コトチカ）四条」、「Kotochika（コトチカ）御池」、「Kotochika（コトチカ）京都」の店舗拡充に努めるとともに、北大路駅などでのコトチカ開設をスピーディーに進めること。
155. 地下鉄事業の各経費を徹底的に抑制・削減すること。
- ① 総人件費の抑制については、地下鉄駅職員業務の一部民間委託拡大、業務の徹底した効率化及び委託化等を推進すること。
 - ② 経常経費の削減については、徹底的に見直しを行い、経営健全化計画に掲げた平成20年度予算費13%の削減目標を平成25年度までに達成すること。
 - ③ 地下鉄設備の更新経費の節減については、安全運行の維持に最大限配慮しつつ計画的に取り組むこと。

上下水道局

156. 節電対策、猛暑対策として有効である水道ミストのモデル設置事業を一層推進し、更に家庭や事業所におけるミストの設置普及を推進していくこと。
157. 「災害時飲料水確保」にあたり、5年間保存できる「疏水物語」を家庭・事業所で活用していけるよう普及啓発を図ること。

重点項目

158. 市民のいのちを守り、市民生活の安心・安全を守るために安定して上下水道事業を運営していくことは、京都市の重要な責務である。そのために、「京の水ビジョン」の後期5カ年の次期経営計画をしっかりと取りまとめ着実に実行していくこと。計画に基づく事業の推進にあたっては、毎年度実績と計画の対比を行い結果をフィードバックしながら進めると同時に市民への説明責任を果たすこと。
159. 上下水道施設の改築更新にあたっては、引き続き「アセットマネジメント手法」等を用いながら、経費を平準化し効率的に事業を推進すること。

重点項目

160. 今後の耐用年数経過管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたっては、市民が負担する水道料金のみではなくレベニュー債などの民間資金の活用を積極的に検討すること。
161. 山ノ内浄水場廃止に伴う給水区域切り替えに関連して、広範囲の濁水が予想されることから、市民へのきめ細かな広報周知を図るとともに、料金減免制度の取組等、万全の対策をすすめること。
162. 本市下水道事業の高度処理施設整備を推進し、処理人口普及率の更なる向上を目指すこと。河川の水質や水辺環境の保全のため、雨天時に合流式下水道管から流出する下水の水質向上を図る貯水槽の整備や雨水吐口の改善を確実に進めること。
163. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、計画期間短縮も含めて実行にあたること。更に新たな化学物質等に対する取組も含め高度浄水処理に取り組むこと。
164. 京北地域水道の再整備事業については、「京北地域水道基本計画」に基づき平成28年度に完了させ、京北地域における安心・安全で安定した水道水の供給に努めること。

165. 大規模な商業施設等において「膜ろ過システム」を利用した地下水利用専用水道の設置が増加している。水道局がバックアップ用として大口径の給水装置を水道管に接続しているので、市内の地下水利用専用水道の実態把握に努めるとともに、他都市の事例を参考にしながら、今後の適正な料金負担のあり方を検討すること。
166. 上下水道設備を利用した、汚泥による下水熱利用やガス供給などのエネルギー・環境事業を積極的に進めること。

重点項目

167. 水道料金の見直しにあたっては、市民に対し老朽水道管の更新に係る情報提供と説明責任を果たすこと。また、局内の経費節減に従来以上に取組み、市民への負担を極力軽減するよう努めること。

教育委員会

重点項目

168. 東日本大震災を踏まえ、教育現場における実効性ある防災教育を推進すること。
169. 学校施設の耐震化については幼稚園・支援学校・高校も含め 100%達成に向け着実に推進するとともに、非構造物の耐震化対策など、防災機能の強化を図り学校施設の防災拠点化に取り組むこと。
170. 学校施設の耐震化については、非構造物の耐震化対策を確実に推進するとともに、体育館のリニューアルについても着実に取り組むこと。
171. 老朽化している学校の設備や校舎等の整備・改修については、長寿命化も含めて予算の確保に努め、教育環境の整備に努めること。
172. 多種多様化する薬物の蔓延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、指導の充実を一層図ること。
173. 「学校運営協議会」の全校設置を早期に進めるとともに、小中連携を進める中で、児童・生徒のための学校運営協議会としての充実に更に努めること。また外部評価を含む学校評価制度を活用し、開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。
174. 教職員の資質と指導力の向上については、管理職が教職員との面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を徹底するとともに、教職員が子どもたちと十分に向かい合えるための事務軽減の支援やメンタルヘルス等のサポート体制を強化すること。
175. 放課後まなび教室の取組の成果と課題を検証し、自学自習支援から確かな学力を身に付けていくための学習確認プログラムの導入や小・中学校における土曜学習の更なる充実に努めること。
176. 小中一貫教育推進事業については、管理職の小中間の移動も含めて、連携強化をさらに図ることにより、義務教育9年間の学びと育ちをより一層充実させること。
177. 長期宿泊・自然体験推進事業については、障がいのある児童や課題のある児童に対してのきめ細かい対応、緊急時の医療機関等との連携、保健医療のスタッフの派遣など更なるサポート体制の充実を図ること。

178. 発達障害をはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」をさらに拡充するとともに、教員との連携を図り、より一層きめ細かな教育を推進すること。
179. 総合支援学校高等部の定員拡大をさらに図るとともに、就労支援については、一人ひとりのニーズに応じた進路の実現に努めること。
180. 「文字・活字文化振興法」の理念に基づき、公共図書館や学校図書館の充実、学校教育における読書活動での「言語力」の育成、NIE（新聞を活用した教育）、NPOの活動支援などの取組を踏まえ、「新・京都市子ども読書活動推進計画」を推進し、子どもが読書に親しむ環境づくりに取り組むこと。
181. 児童・生徒が学校教育の中において、職業体験やボランティア体験などを通し、人のつながりや絆を大切にす人生観や社会性を育むことのできる教育を推進すること。
182. 学校裏サイトや出会い系サイトをはじめ、情報化社会の急激な進展による児童生徒の悲惨な事件を防止するため、国と連携し子どもたちの命を守るためのシステムづくりに全力で取り組むとともに、市民と行政が対となった情報モラルポリシーの確立を目指す取組を一層推進すること。
183. 教育的効果も見込まれる京の食文化に根差した「地産池消」に一層努めること。また「食育指導員」との連携を深め、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

重点項目

184. 京都市・乙訓地域公立高校教育制度については、今後、「まとめ」の趣旨を踏まえ、市民の意見を十分に加味し、京都府教育委員会とともに「京都市・乙訓地域公立高校の教育制度・入学者選抜制度の改善（案）」を作成し、市民説明会の機会を通じて、説明責任をはたすこと。

重点項目

185. 通学路の安全確保に向けた取組については、学校周辺における安全対策や歩道整備などの道路改良に取り組むとともに、引き続き、見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じて通学路の変更など地域の意見を十分に踏まえて取り組むこと。

重点項目

186. いじめ根絶に向けた取組については、スクールカウンセラーの拡充やスクールソーシャルワーカーの配置、第三者機関の積極的な活用などを含めて取り組むとともに、クラスマネージメントシートの活用により実態把握をはかり、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」のモデル実施などにも取組を進めること。

重点項目

187. 生きる力を育む「がん教育」を早期に実現すること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

井 上 教 子 (下京区)

国 本 友 利 (左京区)

久 保 勝 信 (山科区)

曾 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

谷 口 弘 昌 (伏見区)

津 田 早 苗 (伏見区)

ひおき 文 章 (北 区)

平 山 よしかず (西京区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (上京区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075(222)3732 / **FAX** 075(212)3608

ホームページ <http://www.kid97.co.jp/komeishikai/>

Eメール komei@mbox.kyoto-inet.or.jp